令和2年3月31日 条例第3号

基本的人権は、全ての人が生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利であり、この権利が守られるべきことは日本国憲法で定められています。人権が守られるためには、自分の人権が守られること、相手の人権を守ること、この両方が大切です。

狛江市は、お互いの顔が見える小さなまちです。このまちにも、自分の人権が 侵害されたと感じていたり、生きづらさを抱えたりしている人がいます。私たち は、どんな理由があっても、誰かを傷つけたり、いじめたり、仲間はずれにした りすることは、決して許しません。

市民一人ひとりが個人として大切にされ、誰もがより生きやすい、安心して暮らせる平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちをみんなでつくっていくために、この条例を制定します。

人に対する思いやりや、みんな違ってみんな大切だという心を育み、子どもから大人までみんながあたたかい気持ちで過ごすことができるよう、人権に対する思いを育んでいきましょう。

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び団体の責務を明らかにするとともに、人権の 尊重に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権を尊重しみんな が生きやすいまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
  - (1) 市民 市内に居住する者並びに市外に居住する者のうち,市内の事務所 又は事業所に勤務する者,市内の学校に在学する者及び市内に滞在する者を いう。
  - (2) 団体 市内で営利活動又は非営利活動を行う団体をいう。
  - (3) 関係機関等 東京都,法務局,警察署,他自治体,営利活動又は非営利活動を行う団体等をいう。

(人権を侵害する行為の禁止)

第3条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、宗教、財産その他社会情勢の変化等に伴い新たに顕在化した人権課題等、理由の有無にかかわらず、差別、いじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他の人権を侵害する行為をしてはならない。

(市民の権利)

第4条 市民一人ひとりは、個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有する。

(市の責務等)

- 第5条 市は、市民一人ひとりを個人として尊重するとともに、市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進しなければならない。
- 2 市長は、主体的かつ率先して指揮をとるとともに、教育委員会その他の市の 機関との連携を図ることにより、前項に規定する市の責務を果たすものとする。 (市民の責務)
- 第6条 市民は、お互いに尊重し、お互いの権利を守らなければならない。
- 2 市民は、市の実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。 (団体の責務)
- 第7条 団体は、その活動において、市民一人ひとり及び所属する個人の権利を 守らなければならない。
- 2 団体は、市の実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。 (市民等との連携)
- 第8条 市は、市民、団体又は関係機関等と連携し、人権に関する施策を推進する。

(相談及び救済)

- 第9条 市は、市民一人ひとりが安心して気軽に相談でき、適切な救済を受けられるよう、市民、団体又は関係機関等と連携し、必要な措置を講ずる。 (啓発等)
- 第10条 市は、市民が人権を身近なものと捉えられるよう、人権の尊重に関する 意識を高めるための啓発、情報提供等を行う。
- 2 市は、第1条の目的の達成に向けて、市民の人権の尊重に関する意識を高めるため、その好事例となる活動を広く周知するものとする。

(子どもへの教育及び啓発)

第11条 市は、人権の尊重に関する教育及び啓発を学校教育その他子どもが活動 する場等において推進する。

(市の支援)

- 第12条 市は、人権を尊重しみんなが生きやすいまちづくりに寄与する市民及び 団体の活動に対して、人的、財政的その他必要な支援を行うものとする。
  - (狛江市人権尊重推進会議の設置)
- 第13条 この条例による人権を尊重するまちづくりを推進するため, 狛江市人権 尊重推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。
- 2 推進会議は、市長の諮問機関とし、次の各号について所掌するものとする。
  - (1) 人権施策の評価,意識調査,人権に関する実態や課題の把握,重点啓発項目の設定その他の条例を推進するために必要な事項
  - (2) 第9条に規定する相談に係る必要な措置及び救済手法の検討
  - (3) その他人権の尊重について必要な事項
- 3 推進会議は、前項に規定する所掌事務を遂行するため、必要に応じて関係機

関等と連携するものとする。

4 推進会議は、必要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(組織等)

- 第14条 推進会議は、次の各号に掲げる区分により市長が委嘱する委員9人以内 をもって組織する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 有識者
  - (3) 公募市民
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、連続して2期を超えない範囲で再任されることができる。 (会長及び副会長)
- 第15条 推進会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを 定める。
- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第16条 推進会議は、会長が招集する。
- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 (庶務)
- 第17条 推進会議の庶務は、人権を所管する課が担当する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。